

茨木市妊婦支援給付・包括相談支援事業実施要綱

(趣旨)

第1 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく妊婦支援給付・包括相談支援事業について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2 妊婦支援給付・包括相談支援事業の実施主体は、茨木市とする。ただし、市長が別に定める基準を満たす団体に委託することができるものとする。

(事業開始日)

第3 本事業の開始日は、令和7年4月1日とする。

(定義)

第4 茨木市妊婦支援給付（以下「妊婦支援給付金」という。）とは、市によって贈与される給付をいい、次に掲げるものとする。

(1) 妊婦支援給付金（1回目）

(2) 妊婦支援給付金（2回目）

(事業区分)

第5 妊婦支援給付・包括相談支援事業の区分及び事業内容については、次に掲げるものとする。

(1) 包括相談支援

(2) 妊婦支援給付金支給

(包括相談支援の対象者)

第6 包括相談支援の対象者は、市内の全ての妊婦及び0歳から概ね2歳の乳幼児を養育する子育て世帯とする。

(包括相談支援の実施内容)

第7 市長は、次の各号に定めるとおり、出産・育児等の見通しを立てるための面談等やその後の継続的な情報発信、随時の相談受付等を実施し、妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るものとする。

(1) 妊娠の届出時の面談等

(2) 妊娠8か月頃の面談等

(3) 出生後の面談等

(4) 面談後の情報発信、随時の相談受付等

(妊娠の届出時の面談等の対象者等)

第8 第7第1号に掲げる面談等の対象者は、妊娠の届出をした妊婦とする。なお、

可能な限り、妊婦の配偶者、パートナー及び同居家族も同席した上で面談等を実施する。

- 2 第7第1号に定める面談等は、妊娠の届出時に実施するほか、別途面談日を設定して実施する。この場合であっても、妊婦と一緒に妊娠期の過ごし方など出産までの見通しを立て、必要な支援に早期につなげるという本面談の趣旨に鑑み、できる限り早い時期に実施する。なお、妊婦が近日中に他の市区町村に転出を予定している場合であって、かつ、妊婦が転出先市区町村での面談等を希望する場合には、妊婦の転出後、転出先市区町村において面談等を実施することとする。
- 3 第7第1号に定める面談等は、妊娠の届出をした妊婦に対し、アンケート（妊婦の妊娠時の気持ちや健康状態、家庭の状況等を把握するために市長が別途定めるアンケートをいう。以下「妊娠届出時アンケート」という。）への必要事項の記載を求めた上で、妊娠期から出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービス等を確認するために実施する。また、面談等により把握した妊婦の状況等に応じ、必要な支援サービスの利用等を案内する。
- 4 第7第1号に定める面談等は、顔の見える関係づくり等の観点から、対面による面談（以下「対面面談」という。）の実施を基本とする。ただし、妊婦が対面面談を行うことができないやむを得ない事情がある場合その他市長が適当であると認める場合には、対面面談に代わり、電話その他市長が適当と認める方法により実施する。
- 5 妊婦は、茨木市母子健康手帳交付要綱に定める妊娠届出書を用いて、妊娠届時に妊婦支援給付認定にかかる申請を行う。ただし、妊婦、または他市において妊婦支援給付金（2回目）を受給していない産婦が転入した場合は、茨木市妊婦健康診査実施要綱に定める妊婦健康診査受診券交付届出書を用いる。
- 6 市長は、申請を審査した結果、妊婦支援給付金を受けるものであることを認定する場合、申請者に対し、妊婦支援給付認定通知書（様式第1号）により通知する。なお、妊婦支援給付認定を受けた者が、他の市区町村に転出した場合、転出をもってその認定を取り消す。
- 7 妊娠届時に、妊婦に対し妊婦支援給付金（1回目）の申請を案内する。ただし、代理人が妊娠届出をされた場合は、後日妊婦と面談等のうえ、妊婦支援給付金（1回目）の申請を案内する。

（妊娠8か月頃の面談等の対象者等）

- 第9 第7第2号に定める面談等の対象者は、妊娠7か月頃の妊婦に対し送付するアンケート（以下「妊娠8か月頃アンケート」という。）の回答内容により、面接等を希望する妊娠8か月頃の妊婦及び妊婦の状況等から支援が必要と市長が判断した者とする。なお、可能な限り、妊婦の配偶者、パートナーや同居家族も同席した上

で面談等を実施する。

- 2 第7第2号に定める面談等は、出産間近で産後のことを考え始める時期、かつ、就労している妊婦が産前休暇に入り面談の時間を比較的取りやすい時期として、妊娠8か月を目安とした時期に実施する。
- 3 第7第2号に定める面談等は、面談等の対象者に対し、提出のあった妊娠8か月頃アンケートの回答内容等を基に、特に出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなどを確認するために実施する。また、面談等に把握した妊婦の状況等に応じて、必要な支援サービスの利用等を案内する。
- 4 第7第2号に定める面談等は、第8第4項に定める実施方法に準じて実施する。
- 5 面談等を希望しない妊婦について、提出された妊娠8か月頃アンケートに記載された妊婦の状況等の情報に基づき、市長が当該妊婦に支援が必要と判断した場合、面談や電話等による相談を実施し、必要な支援につなげることとする。また、妊娠8か月頃アンケートを回答しなかった妊婦について、電話等により当該アンケートの回答の提出を求めるとともに、必要に応じ、面談や電話等による相談を実施する。
(出生後の面談等の対象者等)

第10 第7第3号に定める面談等の対象者は、産婦とする。また、可能な限り、配偶者、パートナーや同居家族も同席した上で面談等を実施する。

- 2 第7第3号に定める面談等は、原則として生後4か月頃までの間に実施する。ただし、この期間に面談等を実施できなかった場合（産婦の居所が不明な場合や、日本国外に居住していた場合等）は、産婦に対して必要な支援に早期につなげる観点から、できる限り早い時期に実施することとする。なお、産婦が近日中に他の市区町村に転出を予定している場合で、かつ、産婦が転出先市区町村での面談等を希望する場合、産婦の転出後、転出先市区町村において面談等を行う。
- 3 第7第3号に定める面談等は、第8第4項に定める実施方法に準じて実施する。
(面談等の担当職員の要件)

第11 第7第1号から第3号までに定める面談等の担当職員は、保健師、助産師等の専門職又は市長が認める者のほか、次の各号に定める研修のいずれかを受けた保育士、利用者支援専門員、一般事務職員、会計年度任用職員等とする。

- (1) 子育て支援員基本研修及び子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の利用者支援事業（基本型）
- (2) 子育て支援員基本研修及び子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の地域子育て支援拠点事業
(面談等の相談記録の管理)

第12 市長は、面談等の対象者から提出のあった妊娠届出時アンケート等を含む面談等の相談記録を適切に管理する。

(関係機関との連携)

第13 包括相談支援をより効率的・効果的に実施していくため、妊婦支援給付金の支給に当たり取得する関係機関等との必要な情報の確認や共有に関する同意に基づき、必要に応じて関係機関とも面談等の相談記録を共有し、密に連携を図りながら本事業を実施することとする。

(妊婦支援給付金(1回目)の支給対象者)

第14 妊婦支援給付金(1回目)は、妊婦支援給付金(1回目)の申請時点で日本国内に住所を有し、妊婦支援給付認定を受けた者(以下「支給認定妊婦」という。)に対して支給する。

(妊婦支援給付金(1回目)の支給内容)

第15 支給対象者の妊娠1回につき、50,000円の現金を支給する。

(支給認定妊婦への支給方法)

第16 支給認定妊婦のうち妊婦支援給付金(1回目)の支給を受けようとする者(以下「妊婦支援給付金(1回目)申請予定者」という。)は、第7第1号に定める妊娠の届出時の面談等を受けた後、妊婦支援給付金(1回目)申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、申請前に流産若しくは死産した場合又は妊婦支援給付金(1回目)申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情がある場合については、妊娠の届出時の面談等を受けることなく支給の申請を行うことができるものとする。

(1) 申請者の本人確認書類の写し

(2) 申請者名義の振込口座がわかるものの写し

2 前項の規定による支給の申請期限は、産科医療機関等を受診し、胎児の心音を確認した日から2年間とする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、審査の上、適当と認めたものについて、申請者に対して妊婦支援給付金(1回目)の支給を行う。

4 市長は、前項の審査を行うに当たって、必要に応じて産科医療機関等に妊娠の事実を確認すること等により、当該者が第14第1号の対象者に該当するか確認を行う。

第17 妊婦支援給付金(2回目)は、支給認定妊婦であって、胎児の数の届出(様式第3号)を提出した者へ支給する。

(妊婦支援給付金(2回目)の支給内容)

第18 心音を確認した胎児の数につき50,000円の現金を支給する。

(支給認定妊婦への支給方法)

第19 支給認定妊婦のうち妊婦支援給付金(2回目)の支給を受けようとする者(以下「妊婦支援給付金(2回目)申請予定者」という。)は、第7第3号に定める出生後の面談等を受けた後、胎児の数の届出(様式第3号)と妊婦支援給付金(2回

目) 申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、申請前に対象児童が死亡した妊婦支援給付金(2回目)申請予定者については、出生後の面談等を受けることなく、支給の申請を行うこととして差し支えない。

(1) 申請者の本人確認書類の写し

(2) 申請者名義の振込口座がわかるものの写し

2 前項の支給の申請期限は出産予定日の8週間前から2年間以内に行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、審査の上、当該者に対して妊婦支援給付金(2回目)の支給を行う。

4 市長は、前項の審査を行うに当たって、必要に応じて支給対象者が通院する医療機関に確認を行う等により、当該者が第17第1項の対象者に該当するか確認を行う。

5 妊娠中に流産・死産となった場合は、本人からの申し出により、胎児の数の届出(様式第3号)と妊婦支援給付金(2回目)申請書(様式第4号)を第1項に基づき市長に提出のうえ、妊婦支援給付金(2回目)を支給する。

(妊婦支援給付金の支給方法の特例)

第20 妊婦支援給付金の支給対象者が里帰りしている場合において、当該支給対象者に対する第7第1号に定める妊娠の届出時の面談等又は第7第3号に定める出生後の面談等を里帰り先の市区町村において実施した場合であっても、妊婦支援給付金は、支給対象者が申請時点で本市に住民票を有する場合、本市が支給する。この場合、市長は里帰り先の市区町村と適切に連携を図り、面談等の実施状況などを確認することとする。

(支給の決定について)

第21 市長は、申請の審査の結果、予算の範囲内において給付金の交付の可否を決定し、申請者に対し、茨木市妊婦支援給付金に係る決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(不当利得の返還)

第22 市長は、偽りその他の不正の手段により妊婦支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った妊婦支援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第23 妊婦支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供してはならない。(その他)

第24 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

様式第1号（第8関係）

住所
氏名

様

茨 子 第 号
令 和 年 月 日

茨木市長 福岡 洋一 印

茨木市妊婦支援給付認定通知書

先般、ご申請いただきました妊婦支援給付認定申請について、下記の内容に決定しましたので通知いたします。

1 申請者氏名

2 決定内容

妊婦支援給付認定

認 定 ・ 不 認 定（理由）

3 そ の 他

- ・ 本認定による給付金を受け取ったあとに受給資格がないことが判明した場合は、返金していただく必要があります。
- ・ 本通知書における妊婦給付認定は茨木市に住民票登録がある場合に限り有効とし、他市町村に転出した場合は、この認定を取り消すものとします。

4 教 示

- ・ この認定について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。

妊婦支援給付金（1回目）申請書

（申請先）茨木市長

（申請者）※妊婦に限る。

氏名	
生年月日	年 月 日
現住所	
電話番号	()
認定申請日（妊娠届出日）	年 月 日
妊娠の診断を受けた医療機関名	
妊娠届出日時点の住所地 （現住所と異なる場合のみ記載）	

妊婦支援給付金（1回目）【妊婦1人につき5万円】の支給を

☐ 希望します

☐ 他の自治体で、妊婦支援給付金（1回目）の支給を受けていません。

※ 妊婦支援給付（1回目）の支給状況などについて、他の自治体に確認することがあります。なお、支給要件に該当しないことが分かった場合は、支給額の変更や差し止め、または給付金の返還を請求することがあります。

☐ 希望しません

（振込口座）※妊婦名義の口座に限る。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでご記入ください。	口座名義（カナ） ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1 普通 2 当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 （6桁目がある場合は※欄にご記入ください。）	通帳番号 ※右詰めでご記入ください。	口座名義（カナ） ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開きの左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 0 ※		

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合に、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

申請者署名

署名日 年 月 日

（添付書類）

- ☐ 申請者の本人確認書類
- ☐ 申請者名義の振込口座がわかるもの
（キャッシュカード・預金通帳など）

茨木市 処理欄	・記入内容確認		確認	受付
	・必要書類確認			
	・妊娠証明確認			
	・住基情報確認			

胎児の数の届出

（申請先）茨木市長

（申請者）※妊婦または産婦に限ります。

氏名	
生年月日	年 月 月
現住所	
電話番号	
胎児の数を確認した医療機関名	
胎児の数を確認した医療機関の所在地	☐大阪府茨木市 ☐その他 ()

胎児の数は 人です。

申請者署名

印

(自署の場合は押印不要)

記入日 年 月 日

妊婦支援給付金（2 回目）申請書

（申請先）茨木市長

（申請者）妊婦又は産婦に限る。

氏名	
生年月日	年 月 日
現住所	
電話番号	()

（出生されたお子様）

氏名	
出生日	年 月 日
出生日時点の住所地 （現住所と異なる場合のみ記載）	

妊婦支援給付金(2回目)【お子様1人につき5万円】の支給を

☐ 希望します

☐ 他の自治体で、妊婦支援給付金（2 回目）の支給を受けていません。

※ 妊婦支援給付（2 回目）の支給状況などについて、他の自治体に確認することがあります。なお、支給要件に該当しないことが分かった場合は、支給額の変更や差し止め、または給付金の返還を請求することがあります。

☐ 希望しません

（振込口座）※妊婦又は産婦の口座に限る。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでご記入ください。	口座名義（カナ） ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1 普通 2 当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 （6 桁目がある場合は※欄にご記入ください。）	通帳番号 ※右詰めでご記入ください。	口座名義（カナ） ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開きの左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 0 ※		

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（産婦健康診査受診状況、産後ケア事業利用状況、妊婦包括相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

申請者署名

署名日 年 月 日

（添付書類）

- ☐ 申請者の本人確認書類（顔写真付きの書類の場合は 1 種類、顔写真付きでない書類の場合は 2 種類の本人確認書類の写真を添付してください。）
- ☐ 申請者名義の振込口座がわかるもの（キャッシュカード・預金通帳など）

住所
氏名 様

茨子第号
令和 年 月 日

茨木市長 福岡 洋一 印

先般、ご申請いただきました茨木市妊婦支援給付金（ 回目）について、下記の内容に決定しましたので通知いたします。

2 決定内容 交 付 ・ 不 交 付（理由）

4 交 付 日 年 月 日

- ・ 支給要件に該当する方でも、転出・転入等により他の市区町村で既に同給付金の支給を受けている場合は、支給対象外となります。
- ・ 給付金を受け取ったあとに受給資格がないことが判明した場合は、返金していただく必要があります。